

公有財産の活用に関する基本方針

1 基本的な考え方

区民の貴重な財産の有効活用を最大限に図るため、公有財産（行政財産・普通財産）については、区の財政状況等を勘案し、下記に基づき活用の方向性を決定する。

(1) 既存施設の活用

施設の老朽度合や耐震性を考慮したうえで、新たな用途の機能が十分に図れる場合は、原則として既存施設を活用する。

(2) 行政需要への対応

全区的又は地域的な行政課題に対応し得る有効策を検討する。なお、運営手法等については民間活力の導入も含めて検討する。

(3) 財源確保に向けた対応

新たな財源確保策として、貸付や売却を推進する。

2 活用方法

活用方法は、以下（1）から（3）の順に検討する。

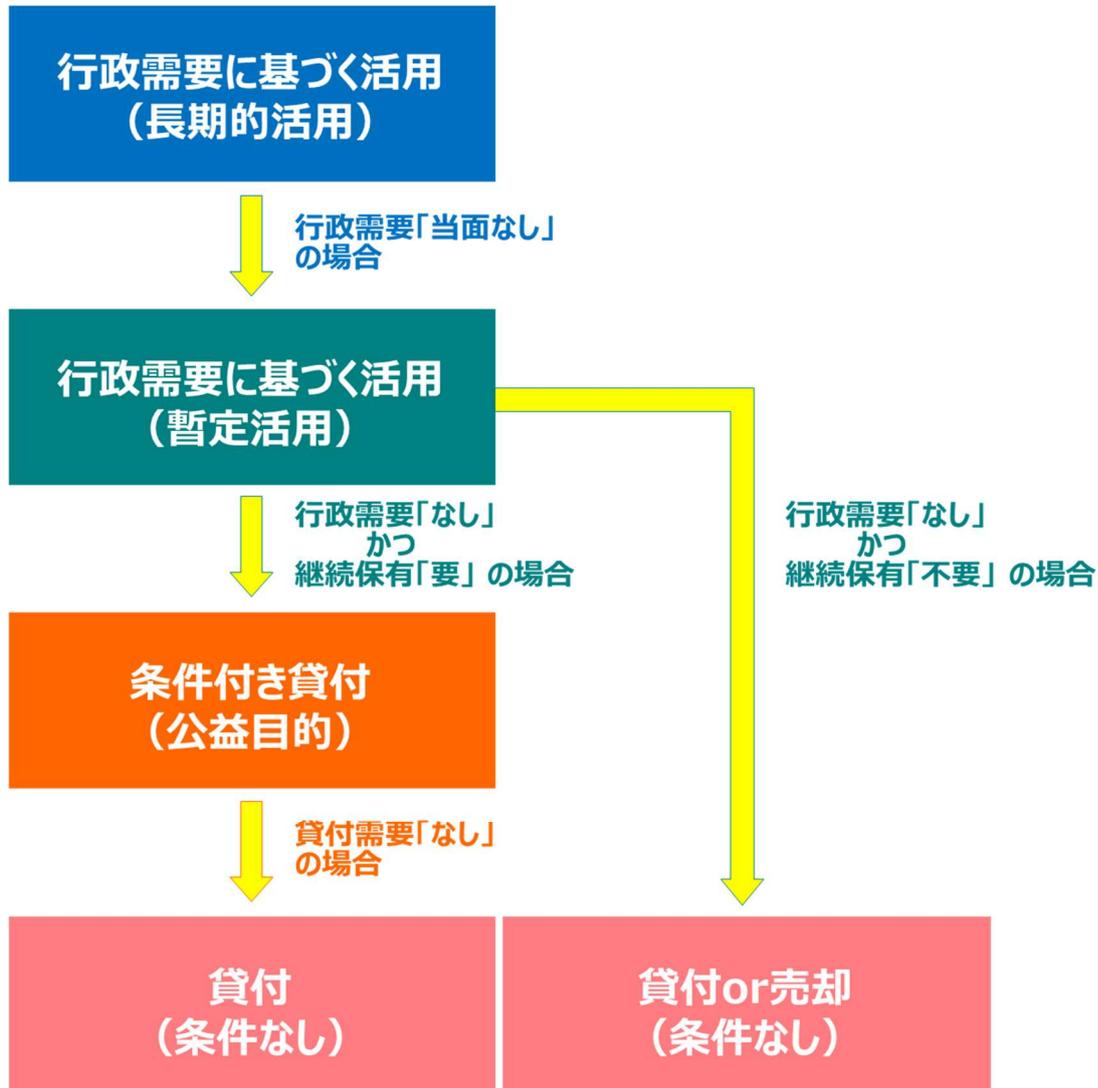
(1) 行政需要に基づく活用を第一とする。なお、行政需要に基づく活用は、長期的な活用のほか、将来の需要に備えた暫定的な活用とする。

(2) 行政需要に基づく活用は見込めないが、経緯・立地・面積・形状等から、区として保有を継続すべき財産は、民間事業者等への貸付により有効活用を図る。なお、貸付の際には公益に資する用途を優先する。

(3) 行政需要に基づく活用が見込めず、区として保有を継続する必要性のない財産は、民間事業者等への貸付や売却により有効活用を図る。

(4) その他、区長が特段、必要と認める場合は、この限りではない。

(1) から (3) までを図式化すると、下図のとおりとなる。



3 その他

行政需要に基づく活用又はその他の活用が終了した財産は、上記の活用方法に基づき、再度有効活用を図る。